

写

27東監発第34号
平成27年12月8日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 肥沼 茂男 様

東村山市監査委員 飯田 武夫
同 赤木 盛一
同 駒崎 高行

指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、職員研修や定期的な打ち合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

指定管理者の監査結果報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

公の施設	多摩湖ふれあいセンター 恩多ふれあいセンター 栄町ふれあいセンター 久米川ふれあいセンター 秋水園ふれあいセンター
指定管理者	多摩湖ふれあいセンター市民協議会 恩多ふれあいセンター市民協議会 栄町ふれあいセンター市民協議会 久米川ふれあいセンター市民協議会 秋水園ふれあいセンター市民協議会
担当所管課	市民部市民協働課 資源循環部管理課
監査の範囲	平成26年度及び平成27年4月1日から8月31日までに執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務

第3 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点として実施した。

「指定管理者」

- (1) 指定管理が関係法令の定めるところにより適正に管理されているか
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- (3) 施設の運営に係る収支会計経理は適正に行われているか
- (4) 施設の運営に係る出納関係帳簿の整備、保存は適切にされているか
- (5) 利用促進のための努力はなされているか

「担当所管課」

- (1) 指定管理者制度を導入した目的、趣旨は達成されているか
- (2) 指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は関係法令等に基づき行われているか
- (3) 利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続きは適正に行われているか
- (4) 業務履行確認は事業報告書により適切に行われているか
- (5) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか

第4 監査の主な実施内容

監査対象の指定管理者及び担当所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成27年9月1日から平成27年11月26日まで

実施内容	実施場所	日 程
実査	対象所管課事務室	平成27年10月6日から 平成27年10月8日まで
説明聴取	監査室	平成27年11月17日
講評	監査室	平成27年11月26日

第6 監査の結果

指定管理者の概要及び監査の結果の個別的事項は次のとおりである。

1. 公の施設及び指定管理者の名称

公の施設の名称	指定管理者の名称
多摩湖ふれあいセンター	多摩湖ふれあいセンター市民協議会
恩多ふれあいセンター	恩 多ふれあいセンター市民協議会
栄町ふれあいセンター	栄 町ふれあいセンター市民協議会
久米川ふれあいセンター	久米川ふれあいセンター市民協議会
秋水園ふれあいセンター	秋水園ふれあいセンター市民協議会

2. 設立及び目的

地域コミュニティの醸成と福祉の向上を目的とした地域集会施設として5館の「ふれあいセンター」を設置している。平成18年4月1日よりセンターの効率的かつ効果的な運営を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67条)第244条の2第3項および東村山市ふれあいセンター条例(平成11年条例第9号)第13条第1項の規定に基づき指定管理者の指定を行った。

3. 指定期間

平成23年4月1日～平成28年3月31日の5年間

4. 選定方法

公募によらない指定管理候補者の選定

5. 指定管理料

単位：円

指定管理者の名称	指定管理料	
	平成 26 年度 (決算額)	平成 27 年度 (予算額)
多摩湖ふれあいセンター市民協議会	11,897,000	11,897,000
恩多ふれあいセンター市民協議会	9,064,000	9,064,000
栄町ふれあいセンター市民協議会	8,699,000	8,699,000
久米川ふれあいセンター市民協議会	8,477,000	8,477,000
秋水園ふれあいセンター市民協議会	9,402,000	9,402,000

6. 指定管理業務

- (1) ふれあいセンター条例第 6 条の規定に基づくセンター使用の承認
- (2) ふれあいセンター条例第 10 条の規定に基づくセンター使用の不承認
- (3) ふれあいセンター条例第 11 条の規定に基づくセンター使用の制限
- (4) ふれあいセンターの施設及び設備の維持管理に関すること
- (5) ふれあいセンターの設置目的・趣旨に基づく自主運営事業の実施

7. 収支の状況 (平成 26 年度)

単位：円

指定管理者の名称	収入決算額	支出決算額	収支差額
多摩湖ふれあいセンター市民協議会	13,168,325	12,331,770	836,555
恩多ふれあいセンター市民協議会	13,595,954	11,745,299	1,850,655
栄町ふれあいセンター市民協議会	13,680,791	10,480,203	3,200,588
久米川ふれあいセンター市民協議会	12,440,377	9,585,840	2,854,537
秋水園ふれあいセンター市民協議会	13,837,003	10,219,312	3,617,691

8. 利用状況 (平成 26 年度)

【多摩湖ふれあいセンター】

単位：回

施設名	午前(9時~正午)	午後(1時~5時)	夜間(5時30分~9時30分)	稼働率(%)
集会室(70名)	195	242	108	59.4
和室1(24名)	86	165	91	37.3
和室2(18名)	69	158	56	30.8
和室3(8名)	57	44	43	15.7
料理教室(10名)	25	30	27	8.9

【恩多ふれあいセンター】

単位：回

施設名	午前(9時~正午30分)	午後(1時~5時)	夜間(5時30分~9時30分)	稼働率(%)
集会室1(48名)	211	259	95	61.5
集会室2(48名)	244	263	117	68.0
和室1(12名)	203	179	136	28.4
和室2(12名)	202	213	157	66.0
料理教室(24名)	119	115	27	56.4
多目的室(24名)	205	262	139	62.3

【栄町ふれあいセンター】

単位：回

施設名	午前(9時~正午30分)	午後(1時~5時)	夜間(5時30分~9時30分)	稼働率(%)
集会室1(30名)	231	243	200	72.9
集会室2(24名)	227	281	185	75.0
和室(10畳)	171	215	156	58.7

【久米川ふれあいセンター】

単位：回

施設名	午前(9時~正午30分)	午後(1時~5時)	夜間(5時30分~9時30分)	稼働率(%)
和室(12畳)	105	129	68	58.5
料理教室(38.9㎡)	91	114	21	65.7
集会室1(60名)	225	210	102	24.6
集会室2(60名)	254	234	115	32.9

【秋水園ふれあいセンター】

単位：件

施設名	午前(9時~正午30分)	午後(1時~5時)	夜間(5時30分~9時30分)	稼働率(%)
大集会室(50名)	229	246	154	68.5
中集会室(24名)	248	251	110	66.3
小集会室(12名)	171	154	37	39.4
洋室1(16名)	93	114	17	24.4
洋室2(16名)	167	155	16	36.8
調理室(12名)	60	75	20	16.8

9. 指摘・要望事項

(1) 指摘事項

監査を実施した範囲においては、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

(2) 意見・要望事項

1) 繰越金について

地域コミュニティの拠点として、住民や自治会等と連携を図り、5館それぞれの市民協議会の努力により、ふれあいセンター事業運営、財政運営は良好であると評価する。

自主事業収入や利用料金収入による繰越金については、認められているところであるが、その使途・目的等については、さらなる地域コミュニティの醸成のため、計画的・適切に管理をされたい。

2) 施設の適正管理について

多摩湖ふれあいセンターは、西武園競輪場近隣地域還元施設としての位置付けが、時代の変化とともに、徐々に変化しているように見受けられる。また、他のふれあいセンターとの公平性確保の観点からも、施設使用料などの利用者負担のあり方について、検討されたい。

所管課は、これからも指定管理者と連携を図り、市民参加と協働によるまちづくりに取り組まされたい。

3) 備品管理について

5館の備品管理状況の実査において、市の備品と指定管理者の備品の総数が多く、区別が不明確な物が見受けられた。

所管課及び指定管理者は今回の定期監査を整理する機会と捉え、東村山市物品管理規則及び基本協定書等に基づき適正に管理されたい。